

名古屋大学医学部医学科における進級条件に関する申合せ

〔昭和62年3月26日教授会決定〕

〔平成22年3月3日教授会最終改正〕

〔令和4年3月2日教授会最終改正〕

名古屋大学医学部規程(平成16年度規程第131号)第8条第1項及び第3項で別に定める進級の要件は、この申合せによるものとする。

1. 第3年次への進級条件については、次のとおりとする。

第2年次秋学期終了時まで、名古屋大学医学部規程第7条第1項により本学科の全学教育科目の所定の単位のうち30単位以上を修得し、2年次までに開講される全ての専門科目について履修認定を受けた者は、第3年次への進級を認める。

2. 第4年次への進級条件については、次のとおりとする。

第3年次秋学期終了時まで、3年次までに開講される全ての専門科目の履修認定を受けて、試験等に合格し、単位を修得した者は、第4年次への進級を認める。

ただし、上記科目のうち単位取得が1科目不足している者に限っては、進級を認めるものとするが、この場合、全ての科目において履修認定を受けていることを必要とする。

なお、第3年次秋学期終了時まで、上記の授業科目に合格していない者(単位取得が1科目不足している者を除く。)については、教育指導上の扱いを教授会において審議する。

3. 第5年次への進級条件については、以下のとおりとする。

第4年次秋学期終了時まで、第4年次までに開講されている全ての専門科目について履修の認定を受けて、さらにその科目のうち、PBL チュートリアル及び臨床医学総論の単位を修得した者は、第5年次への進級を認める。

また、前項のただし書により第4年次へ進級した者は、上記条件に加え、第4年次秋学期終了時まで、不足していた1科目の単位を修得していることが望ましい。

4. 在学年限について

1) 第3年次へ進級できない者は、第2年次に留年するものとし、第2年次までの在学年限は、通算8年までとする。(在学年限(12年) - 第3～6年次の年数(4年))

ただし、第2年次編入学者については、第2年次での在学年限を6年までとする。(在学年限(10年) - 第3～6年次の年数(4年))

2) 第4年次へ進級できない者は、第3年次に留年するものとし、第3年次までの在学年限は、通算9年までとする。(在学年限(12年) - 第4～6年次の年数(3年))

ただし、第2年次編入学者については、第3年次までの在学年限を7年までとする。(在学年限(10年) - 第4～6年次の年数(3年))

3) 第5年次へ進級できない者は、第4年次に留年するものとし、第4年次までの在学年限は、通算10年までとする。(在学年限(12年) - 第5～6年次の年数(2年))

ただし、第2年次編入学者については、第4年次までの在学年限を8年までとする。(在学年限(10年) - 第5～6年次の年数(2年))

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成21年3月4日から実施する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。ただし、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した者については、学期名称の変更に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。